

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景及び目的

交野市（以下「本市」という。）では、昭和43年に大阪府下において7番目に下水道事業（汚水処理）を開始し、その後、ベッドタウンとしての急激な人口増加のなか、流域関連公共下水道事業へと変革をなしながら推進してきた結果、平成28年度末での人口普及率は95.0%となっている。

また、平成18年3月には「交野市生活排水処理計画」（以下「現計画」という。）を策定し、公共下水道を中心とした生活排水処理対策を推進するとともに、生活雑排水処理に対する意識の啓発などを行ってきたが、下水道整備計画区域外や下水道事業計画区域外においては、依然として一部の生活雑排水が未処理のまま河川等に排出されている状況にあり、これらの生活排水の適切な処理が課題となっている。

大阪府では「大阪21世紀の新環境総合計画」において、人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する為の施策の方向として『生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進』を掲げている。また、平成24年3月には「大阪府生活排水処理計画整備指針」を策定し、市町村が地域の実情に最も適した整備方策を選択し、効率的、効果的な「市町村生活排水処理計画」を策定するための手引きとした。

一方、し尿処理については、昭和55年3月竣工の交野市立乙辺浄化センター（し尿処理施設）においてし尿・浄化槽汚泥の処理を行ってきたが、稼働後37年が経過し施設の老朽化等により、平成24年1月からは搬入されたし尿・浄化槽汚泥の処理を外部委託している状況である。

このような状況において、現計画の策定から11年が経過し、現時点での生活排水処理施設の整備状況にあわせた現計画の見直しを行うとともに、近年の市の財政状況、昨今の社会情勢や関連計画を考慮した計画を策定する必要性が生じたため、ここに「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、中長期的な生活排水処理の推進を図るための基本方針等を定めたものであり、本市総合計画等を上位計画とし、下水道計画等との整合を図るものとする。

また、本計画の策定にあたっては、廃棄物処理法、水質汚濁防止法及び浄化槽法等の関係法令や厚生省通知（平成2年10月8日付衛環第200号）、大阪府生活排水処理実施計画及び大阪府生活排水処理計画整備指針等に準拠したものとする。

第2節 計画の期間及び範囲

1. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、計画目標年度を平成39年度とする。中間目標年度については、5年後の平成34年度とする。

計 画 期 間 : 平成30年度～平成39年度 (10年間)

計画目標年度 : 平成39年度

中間目標年度 : 平成34年度

2. 計画の範囲

本計画の対象区域は、交野市行政区域全域とし、対象区域において発生する生活雑排水及びし尿・浄化槽汚泥を対象とする。